

※新入生の皆さん全員ご確認ください。申請手続漏れ・不備がないようご注意ください。

## 裏面 申請書記入例

※就学支援金申請書は神奈川県知事宛ですが、他都県にお住まいの方も同申請書で学校（神奈川県知事宛）へ提出してください。

### 「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和2年4月～6月分・新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法（申請をしなければ支援は受けられません！期日までに申請しない場合、やむを得ない事情がない限り、4月分の就学支援金は支給されません。）

#### 1 提出書類（別途、3 マイナンバー提出時の本人確認書類）

(1) 保護者の「令和元(平成31)年度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額」が 507,000円未満の場合

- 4月16日(木)までに、事務室 学務担当へ（郵送または持参）次の①・②を提出してください。  
① 「受給資格認定申請書（様式第1号）」  
② 「個人番号カード（写）等貼付台紙」または「生活保護受給証明書」

※郵送で提出の場合は、保護者の本人確認書類（運転免許証・パスポート等の写し）も同封してください。

3 マイナンバー提出時の本人確認書類 参照

- 令和2年4月～6月分の、3か月分が支給対象となります。
- 令和2年7月以降分については、令和2年度の税額も基準税額未満である場合、今後の別途通知（6月ごろ）により、申請していただきます。
- 同封の「個人番号カード（写）等貼付台紙」には、保護者の個人番号カード（裏面）、通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。（保護者全員分のマイナンバーが確認できる書類が必要です。）
- 生活保護世帯の方は、①「受給資格認定申請書（様式第1号）」と②「生活保護受給証明書」を提出してください。（福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。）※平成31年1月1日（6月申請時は、R2年1月1日）時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。）

(2) 保護者の「令和元(平成31)年度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額」が 507,000円以上の場合

- 4月～6月分は対象外のため、申請できません。
- 令和2年7月以降分については、判定基準が変更になります。基準については、次のとおりとなります。  
「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」（父母合計額）  
令和2年度の税額が基準税額以下となった場合、今後の別途通知（6月ごろ）により、①「受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号）」と、②「個人番号カード（写）等貼付台紙」又は「生活保護受給証明書」を提出することで、令和2年7月～令和3年6月までの12ヶ月分が支給対象となります。

#### 2 基準税額・補助額

【令和2年4～6月分】

市町村民税所得割額(年額) 都道府県民税所得割額(年額)の合算額 * 保護者等の合計額／均等割額は含みません	補助額
生活保護世帯 257,500円未満世帯	月額 33,000円 ※授業料が月額 33,000円未満の場合授業料が上限となります。
507,000円未満世帯	月額 9,900円

#### 3 マイナンバー提出時の本人確認書類

・就学支援金の手続きを持参（郵送）で行う際には、別途本人確認資料を提示（同封）していただことになります。提示（同封）する確認書類は次のとおりです。

- 生徒持参……不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- 保護者持参…運転免許証・パスポート等の写し※
- 郵送………運転免許証・パスポート等の写し※

※運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2以上の書類の提示

#### 4 基準税額確認方法：保護者の令和元(平成31)年度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が該当

例.【特別徴収税額通知書の確認欄】の場合。

特別徴収税額通知書等で、令和元(平成31年)年度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の保護者の合算額を確認したい場合は、次の項目を確認してください。

#### 5 提出方法（申請の手続き）について

別紙の「様式第1号 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（初回時）」に必要事項をボールペンで記入し、『個人番号カード（写）等貼付台紙』を添えて、期日までに事務室（学務担当窓口）へ提出（郵送可）してください。

(1) 提出期限 2020年4月16日(木)16時 勿守

(2) 提出先 事務室 学務担当（就学支援金担当）

※封筒に入れ、封をして窓口（持参）または郵送で提出してください

郵送の場合：〒230-0078 横浜市鶴見区岸谷1-13-1  
法政大学国際高等学校 事務室 就学支援金担当 宛

e-Shien システム オンライン申請について（※本校では、学校が代行登録で行います）

令和2年度より、生徒（保護者等）が e-Shien を使用してオンラインで意向情報、保護者情報を入力することが可能となります。本校では、申請漏れをなくすため、上記紙での申請にもとづき、生徒（保護者等）にかかり、学校で代行登録を行います。申請状況等を生徒（保護者等）が確認できるよう、生徒 ID 等記載書類を希望の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

事務室窓口時間 月～金曜日 9:00～17:00 (毎休日：11:30～12:30は閉室)

※（土）・日・祝はお休み、  
原則、土曜日は事務室閉室となります（一部行事日を除く）

お問い合わせは、事務室窓口時間内に TEL. 045-571-4663 事務室就学支援金担当まで

<p><b>学校への提出日を記入してください。</b>          (持参の場合は)できるだけ4/15に事務窓口へ提出してください。学校提出期限は4/16(郵送の場合を含む)です。</p> <p>学籍番号 2020777          2020年 4月 15日</p>			
<p>神奈川県知事 殿</p> <p>高等学校等就学支援金</p>			
<p>今回は、受給資格認定申請書(初回時)にし印となります。</p>			
<p><input checked="" type="checkbox"/> 受給資格認定申請書(初回時)          高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の  <input type="checkbox"/> 収入状況届出書(2回目以降)          既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関する事項について、届け出ます。          (上記の□にし印をつけてください。)</p>			
<p><b>[重要]</b>  <b>よく読んで、間違いなければ、二つの事項の□に必ずし印をつけてください。</b></p>			
<p>(次の事項を必ず確認し、両方の□にし印を付けてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。</p> <p><input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。</p>			
<p>(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆 生徒の氏名、ふりがなを記入して別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入ください。</p>			
ふりがな	かながわ		
生徒の氏名	姓	神奈川	名
<p>生徒の生年月日、住所を記入してください。</p>			
生徒の生年月日	2004年 5月 18日		
生徒の住所	〒231-8588 神奈川都道府県 横浜市区町村 中区日本大通1		
保護者等の電話番号	090(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
生徒が在学する学校の名称	法政大学国際高		
<p><b>[重要]</b>  <b>確実に連絡が取れる保護者の連絡先を記入してください。</b></p>			
<p><b>[1. 高等学校等の在学期間について]</b> (収入修正届出書の場合は記入不要)</p> <p>※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。          -高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者          -高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月数として計算。)が通算して36ヶ月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)</p>			
①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	2020年 4月 1日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校(全日制)
<p>↓ 過去に高等学校等に在学していた場合に記入してください。</p>			
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	~ 年 月 日 (うち 支給停止期間等) 立	裏面も記入してください。

## 【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等)については次のとおりです。(次の①から⑥までのいずれかの□にし印を付けてください。)

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①  親権者(両親)2名分

親権者1名分(ア又はイのいずれかの□にし印を付けてください。)  
 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にし印を付けてください。)

②   ア合

親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合  
 別紙の内容を確認し、該当する□にし印をつけてください。

人の個人番号カードの

未成年後見人  名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合  
 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④  生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも有

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥  個人番号カードの写し等を添付しない場合

**[重要]** 個人番号カードを添付していただく保護者(父母両方)の氏名と生年月日を記入してください。

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との統柄(⑥にし印を付けてください)。

氏名 (ふりがな)	生徒との統柄	氏名 (ふりがな)	生徒との統柄
神奈川 太郎	父	神奈川 花子	母
生年月日 1975年 月 日		生年月日	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行った月が1月の場合は、翌年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合は、□にし印を付けてください。)

神奈川県 都道府県 横浜市 市区町村	神奈川県 都道府県 横浜市 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

\* 収入の修正申告や税額の更正決定による道府  
 婦・死別、養子縁組等による保護者等の変更が  
 ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認し、□にし印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していないかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

□ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。

□ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ホ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ヘ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ト 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

チ 個人番号の利用によっては道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

リ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。



神奈川県

私立高等学校等の学費支援制度のご案内

令和2年度

## 私立高等学校等

# 学費支援

年収 700万円未満の世帯まで

授業料が実質無償化 **最大 444,000円**

非課税世帯まで

入学金が実質無償化 **最大 208,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。



神奈川県  
高校生等  
奨学給付金



高等学校等  
就学支援金



学費補助金

年収に関わらず、リーフレットの内容を  
よく、ご確認ください。

お申込みは高校入学後！

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



1



## 「高等学校等就学支援金」

○国の制度 ○返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

年収の目安	①高等学校等就学支援金	
	所得区分 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)
生活保護	(令和2年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
590万円未満	154,500円未満	
910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込むよう、授業料を補助する制度です。

▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。  
県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。

▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

年収はあくまで目安です。令和2年4月～6月分の授業料補助については、令和元(平成31)年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」で判定します。

2

## 「学費補助金」

○県の制度 ○返済不要

お申込み

全学年
6月頃



年収の目安	②学費補助金		
	所得区分 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)	入学会金補助 (1回のみ)
生活保護	(令和2年1月1日時点で生活保護)		208,000円 (上限額)
非課税	(令和2年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円)※2	48,000円 (通信制147,000円)	
590万円未満	154,500円未満		100,000円 (上限額)
700万円未満	203,100円未満	325,200円	
750万円未満	227,100円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

▶ 対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

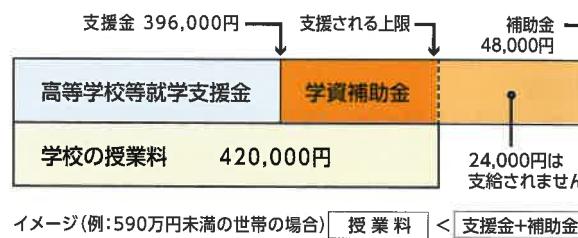
※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

1 + 2

# 合わせていくらもらえるの？

年収の目安	授業料補助		年収の目安	入学金補助
生活保護	396,000円 (①高等学校等就学支援金)	48,000円 (②学費補助金)	生活保護	208,000円 (②学資補助金)
非課税			非課税	
590万円未満			590万円未満	
700万円未満	325,200円 (②学費補助金)		700万円未満	100,000円 (②学資補助金)
750万円未満	118,800円 (①高等学校等就学支援金)	74,400円 (②学費補助金)	750万円未満	
910万円未満			910万円未満	

▶①「高等学校等就学支援金」と②「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようにになります。



1 2

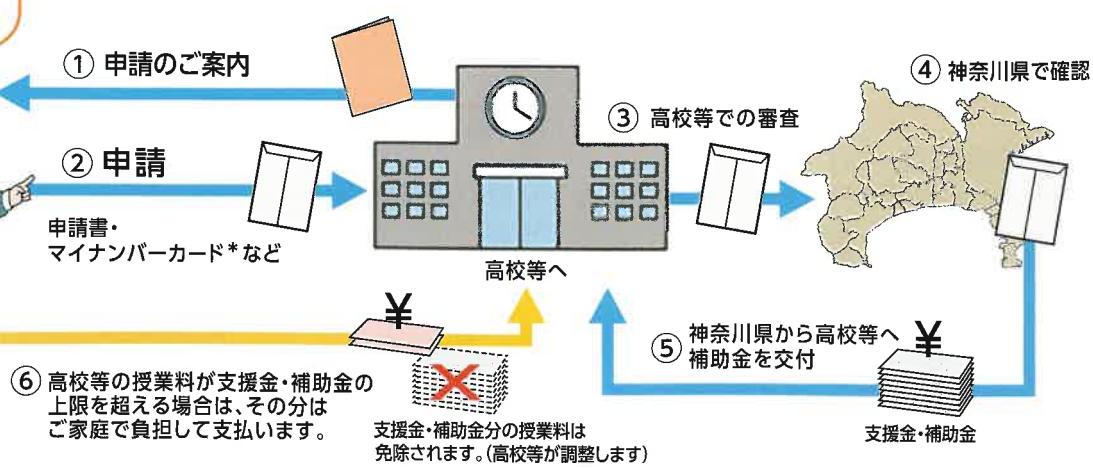
## 申請の流れ

### 高校等に入学後 申請が必要

申請の具体的な方法は、学校を通してご案内します。

- 申請後、高校等での審査や神奈川県での確認を経て、就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者等の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
- なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問合せください。

まずは、申請だね!



\*マイナンバーカードがない場合は、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」をご用意ください。

保護者等…親権者(父母)のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもいない場合は、主たる生計維持者です。  
私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。



# 「神奈川県高校生等奨学給付金」

●県の制度 ●返済不要

お申込み

全学年

7月～12月頃

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 令和2年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の令和2年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。

申請時期は  
令和2年  
7月1日以降

## 申請方法が異なります

神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。  
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和2年6月下旬以降更新予定)  
[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syouga\\_kukyuuuhukinn.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syouga_kukyuuuhukinn.html)



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。  
令和2年6月下旬以降、私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。

▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印のち申請者に返還。

▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

## その他の制度

### 緊急支援補助金 ●返済不要

令和2年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

#### 支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
- 平成31(2019)年4月～令和2(2020)年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- 令和2年の年間所得が、令和元年の年間所得より減少していること
- 令和2年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

#### 支給額

- 授業料(年額) 396,000円(通信制297,000円)
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

#### 申込手続

- 令和2年12月頃 学校へ申請書を提出
- ※ 締め切りは学校ごとに異なります。

### 学び直し支援金 ●返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方  
高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月／通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間(全日制は1年間)「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

#### 支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、令和2年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方
- 支給額
- 授業料(年額) 297,000円/118,800円
- 申込手続
- 学校へ申請書を提出

## どの補助金がもらえるの?



**A 年収に関わらず、全員確認してください**

市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除」を確認します。

(就学支援金の令和2年4~6月分については、「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」で判定します。)

課税証明書に「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。記載されていない場合は、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)で確認することができます。(※)

保護者等の令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%」一市町村民税の調整控除の額は304,200円未満ですか？（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じます。）

はい

→ いいえ 対象外です

保護者等の令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」は227,100円未満ですか？（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じます。）

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」が対象です

保護者等・生徒とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内設置の私立高等学校等に在学していますか?

はい

→ いいえ ①「高等学校等就学支援金」が対象です

- ①「高等学校等就学支援金」  
②「学費補助金」の授業料補助・入学会員補助(上限額100,000円)が対象です。

※マイナポータルの利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)  
▶確認方法の詳細は最ホームページをご覧ください。<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3e/ivesoi/gzykubisou/index.html>

**B** さらに、生活保護世帯の方・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

「県民税・市町村民税所得割額の合算額」を確認します。

県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部です。次の書類で確認することができます

市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)									
所 得 課 税	給 与 取 入 金	支 出 金	不 課 税 額	課 税 額	合 計 額	税 率	税 額	定 率 課 税 額	定 率 税 額
	給 与 所 得 税	支 出 金	不 課 税 額	課 税 額	合 計 額	税 率	税 額	定 率 課 税 額	定 率 税 額
	その他の所得	支 出 金	不 課 税 額	課 税 額	合 計 額	税 率	税 額	定 率 課 税 額	定 率 税 額
合計所得額①							合計課税額②	合計税額③	
被扶養者扶養区分									
所 得 控 除 額	医 療 費	障 老 年 保 険 料	被 扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録	扶 養 者 登 録 登 録
	社会保険料	配 偶 者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
	小規模企業共済 生命保険料	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別	扶 養 者 別
寄 附 金	所 得 控 除 額 合 計								

- ① (非)課税証明書(市役所等で発行)
- ② 市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布)
- ③ 市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)

県民税・市町村民税所得割額が  
父母合わせて0円なら支給の対象です

保護者等の令和2年度の「県民税・市町村民税所得割額の合算額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

↓ はい

→ いいえ 対象外です

**保護者等は神奈川県在住ですか?**

↓ はい

→ いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

保護者等・生徒とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内設置の私立高等学校等に在学していますか?

↓ はい

→ いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」が対象です

- ②「学費補助金」の入学金補助(上限額208,000円)
  - ③「神奈川県高校生等奨学給付金」が対象です。



## そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

### 無利子の制度

#### 「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または  
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

##### 制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に

奨学金の貸付けを行う制度

##### 貸付対象

● 県内に在住し、県内の高等学校等\*に在学する者

\*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)

● 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

##### 応募要件

● 保護者\*の年収の合計が800万円未満程度である者

\*(同一生計の父母。父母がない場合は、代わって家計を支えている人)

##### 貸付内容(私立)

##### 貸付額

▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択

▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択

(2年生以上で、3万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

##### 貸付方法

①7月下旬(4~9月分)②10月下旬(10~12月分)③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

##### 返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

##### 申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

● 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。

※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。

● 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。

● 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、隨時受付を行います。

### 有利子の制度

#### 「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

①「高等学校等就学支援金」、②「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県

